

「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律について」

平成21年4月17日
特定非営利活動法人
岐阜県グループホーム協議会

1 要旨

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法第42号）の施行（平成21年5月1日）に伴い、介護保険法施行規則等の改正を行うもの。

2 業務管理体制の整備に関する届出

（1）業務管理体制の整備の基準（厚生労働省令案の概要から）

事業者規模に応じた業務管理体制の整備内容

（介護保険法第115条の32第1項等関係）

指定・許可の 事業所・施設数 の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任 者の選任	業務が法令に適合する ことを確保するための 規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	必要	-	-
20～99	必要	必要	-
100～	必要	必要	必要

みなし事業所は含まない。

（2）業務管理体制の整備に関する事項の届出（厚生労働省令案の概要から）

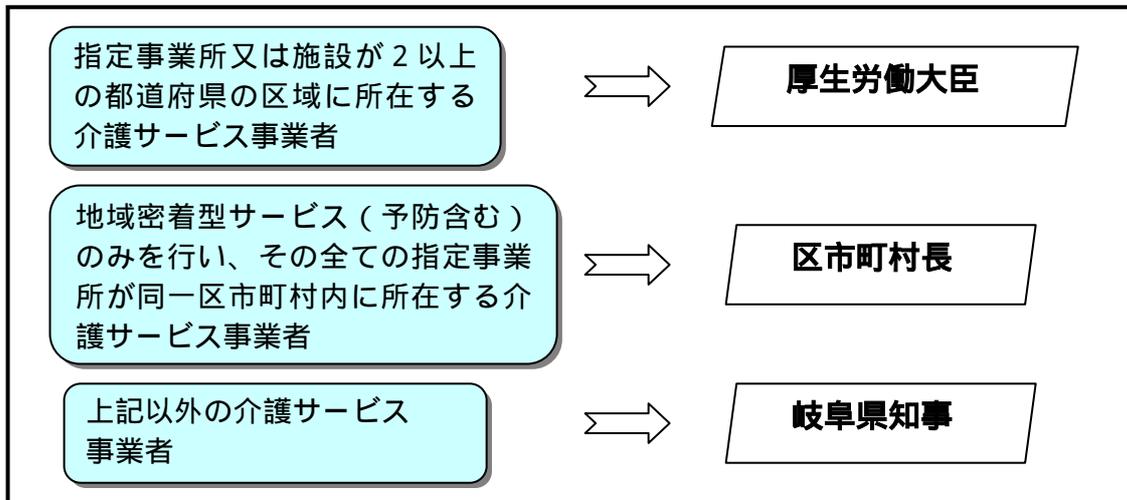
（介護保険法第115条の32第2項、第3項等関係）

業務管理体制の最初の届出は、法律施行後半年以内

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

* 届け出た事項に変更があったときは、法に掲げる区分に応じ、（岐阜県知事または厚生労働大臣または区市長村長へ）届け出る。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき者及び変更前の区分により届け出るべき者の双方に届け出なければならない。

(3) 届出先区分



3 事業所の廃止届・休止届が事前届出制へ

現行 改正施行後

廃止・休止届出は10日以内 → 廃止・休止届出は1月前までに

介護サービス事業者は、当該事業等を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、都道府県知事等に届け出なければならない。

老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、有料老人ホーム等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、都道府県知事に届け出なければならない。

(介護保険法第75条第2項等関係、老人福祉法第14条の3等関係)

4 事業廃止・休止時におけるサービスの確保

介護サービス事業者は、事業等の廃止又は休止の届出をしたときは、当該介護サービス事業者が提供するサービスを受けていた者であって、引き続き当該指定居宅サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(介護保険法第74条第4項等関係)

事業者がサービス確保の義務を果たしていない場合、勧告・命令の事由に追加

(介護保険法第76条の2第1項、第3項等関係)

5 今後の業務管理体制の整備の届出について

受付け開始は、平成21年5月1日以降に受付が開始される。

初回の届出は、平成21年10月末までに届出しなければならない。